

独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター 臨床研究法上の臨床研究の実施における疾病等が 発生した場合の業務手順

第1条 研究責任者は、当該研究において疾病等が発生した場合には、独立行政法人国立病院機構における臨床研究法上の臨床研究の実施に関する手順書に従い、速やかに実施医療機関の管理者である院長に報告しなければならない。

第2条 複数の共同臨床研究機関で実施する臨床研究において、実施医療機関の管理者である院長に報告しなければならない疾病等が他施設で発生した場合は、研究事務局より提供された情報を[519-research@mail.hosp.go.jp]へメールすることで速やかに院長へ報告する。

附 則

- 1 この手順書は、平成31年3月1日から施行する。

